

横浜市

高齢者虐待防止事業指針

横浜市健康福祉局

高齢在宅支援課・高齢施設課・介護事業指導課

令和8年5月

目 次

はじめに	1
根拠と目的	1
第1章 高齢者虐待の定義	2
1 高齢者とは	2
2 養護者とは	2
3 養介護施設従事者等とは	3
4 高齢者虐待の類型及び具体例	4
5 高齢者虐待防止法の取り扱いに準じた対応	9
6 身体拘束等の考え方について	10
第2章 横浜市における高齢者虐待等の防止に向けた基本的視点	12
1 高齢者虐待の発生要因	13
2 基本的な視点	13
3 留意事項	14
4 高齢者虐待防止法における市町村と関係者等の責務	15
5 各機関の役割	17
6 個人情報の取り扱い	21
第3章 横浜市における取組	22
1 高齢者虐待への対応方針	22
2 養護者による高齢者虐待への具体的な対応	23
3 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応	31

はじめに

横浜市では、令和2年に高齢化率が25%を超え、以降も上昇傾向が続いています。今後、少子高齢化は一層進展し、2040年（令和22年）には団塊ジュニア世代が高齢期を迎えることから、高齢者人口がピークを迎えると予測されています。

こうした状況を踏まえ、本市では、歳を重ねることを前向きに捉え、高齢者一人ひとりが地域とのつながりの中で役割や生きがいを持ち、自分らしい暮らしを続けることができる地域づくりを進めています。また、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して生活できる横浜型地域包括ケアシステムを推進しており、本市において策定している「よこはまポジティブエイジング計画（第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画）」の基本目標となっています。

高齢者虐待への適切な対応は、高齢者の権利を守るための重要な取組であり、住み慣れた地域で尊厳ある生活を続けるための基盤となります。

本指針では、高齢者支援に関わる支援者へ向けて、横浜市における高齢者虐待への対応の基本的な考え方や対応を示します。

根拠と目的

高齢者虐待への対応は、「老人福祉法」及び「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」に基づいて行います。

老人福祉法では、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、高齢者の福祉を図ることを目的に（第1条）、市町村には、老人の福祉に関し必要な実情の把握に努めること、老人の福祉に関し必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと（第5条の4第2項）が規定されています。

高齢者虐待防止法（以下、「法」という。）では、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的として、市町村に対し、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のため、高齢者の福祉の実現に必要な実情の把握に努め、相談に応じ、必要な調査及び指導を行うことが義務付けられています（法第6条）。また、養護者による高齢者虐待については、その防止及び養護者による虐待を受けた高齢者の保護を図るため、市町村は、高齢者及び養護者からの相談に応じ、必要な指導及び助言その他の支援を行うものとされています（法第9条第1項、法第14条）。

さらに、養介護施設従事者等による高齢者虐待については、市町村が通報を受理し、事実確認及び必要な調査を行うとともに、虐待が認められた場合には、当該養介護施設又は養介護事業所等に対し、指導、勧告その他必要な是正措置を講じ、正当な理由なく勧告に従わない場合には、その旨を公表するなど、適切な対応を行うものとされています（法第24条）。

これらの規定及び本指針の内容を踏まえ、横浜市は、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待のいずれについても適切に対応し、高齢者の権利を擁護するとともに、住み慣れた地域において尊厳ある暮らしを継続できるよう支援を行います。

なお、65歳未満で要介護・要支援の認定を受けている者が、養護者から生命・健康が損なわれるおそれの

ある事態や権利侵害を受けている疑いがある場合には、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）により対応することとします。

65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又はその他養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、高齢者とみなして養介護施設従事者等による虐待に関する規定を適用し、高齢者虐待防止法で対応します。

※本指針は、支援を行う上での目的や留意点等を示すものですが、対象となる状況は一人ひとり異なります。そのため、本指針の内容を原則としながらも、個々の状況に応じて柔軟かつ適切に対応することが求められます。

第1章 高齢者虐待の定義

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を「養護者による高齢者虐待」「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に分けて定義しています。

1 高齢者とは

老人福祉法及び高齢者虐待防止法の定義に基づき65歳以上の者をいいます。

ただし、65歳未満のものであって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、または養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、「高齢者」とみなして養介護施設従事者等による虐待に関する規定が適用されます。

2 養護者とは

養護者とは「高齢者を現に養護する者であって、養介護施設従事者等以外のもの（法第2条第2項）」とされており、現に高齢者の世話をしている家族・親族、同居人等が該当すると考えられますが、同居していなくても、現に身近の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合があります。具体的な行為として、金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅や自室の鍵の管理など、高齢者の生活に必要な行為を管理し、または提供していることが、“現に養護する”に該当すると考えられます。

なお、経済的虐待については、高齢者の親族であれば、養護者に該当しない者も、虐待の主体となりますので留意が必要です。

高齢者虐待防止法では65歳以上の高齢者全体の権利を守る観点から、介護者ではなく養護者としています。

3 養介護施設従事者等とは

高齢者虐待防止法第2条第5項に規定する養介護施設及び養介護事業（以下、参照）に従事する者をいいます。

業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含まれます。

- (1) 介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）
- (2) 養護老人ホーム
- (3) 軽費老人ホーム（ケアハウスを含む）
- (4) 有料老人ホーム
- (5) 居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者
- (6) 居宅サービス事業者
 - ① 訪問介護 ② 訪問入浴介護 ③ 訪問看護 ④ 訪問リハビリテーション ⑤ 居宅療養管理指導
 - ⑥ 通所介護 ⑦ 通所リハビリテーション ⑧ 短期入所生活介護 ⑨ 短期入所療養介護
 - ⑩ 特定施設入居者生活介護 ⑪ 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売
- (7) 地域密着型サービス事業者
 - ① 夜間対応型訪問介護 ② 認知症対応型通所介護 ③ 小規模多機能型居宅介護
 - ④ 認知症対応型共同生活介護 ⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護
 - ⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 ⑦ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - ⑧ 看護小規模多機能型居宅介護
- (8) 介護予防サービス事業者
 - ① 介護予防訪問介護 ② 介護予防訪問入浴介護 ③ 介護予防訪問看護
 - ④ 介護予防訪問リハビリテーション ⑤ 介護予防居宅療養管理指導 ⑥ 介護予防通所介護用具販売
 - ⑦ 介護予防通所リハビリテーション ⑧ 介護予防短期入所生活介護 ⑨ 介護予防短期入所療養介護
 - ⑩ 介護予防特定施設入居者生活介護 ⑪ 介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売
- (9) 地域密着型介護予防サービス事業者
 - ① 介護予防認知症対応型通所介護 ② 介護予防小規模多機能型居宅介護
 - ③ 介護予防認知症対応型共同生活介護
- (10) 介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防・生活支援サービス事業
 - ① 訪問型サービス ② 通所型サービス ③ その他生活支援サービス
 - ④ 介護予防支援事業（ケアマネジメント）
- (11) 地域包括支援センター

※有料老人ホームの要件を満たすサービス付き高齢者向け住宅等は、養介護施設従事者等による高齢者虐待として取り扱います

※ただし、有料老人ホームの要件を満たさないサービス付き高齢者向け住宅等、上記に該当しない施設等における高齢者虐待への対応は、従事者が「高齢者を現に養護する者」に該当する為、「養護者による高齢者虐待」として対応します

4 高齢者虐待の類型及び具体例

(1) 養護者による高齢者虐待の類型

類型	内容と具体例
身体的虐待	<p>① 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 など <p>② 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。 ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。 <p>※ 身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。 など</p> <p>③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する。 ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。 など <p>④ 本人の行動を制限したり、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服などを着せて自分で着脱できなくする。意図的に薬を過剰に服用させて動きを抑制する。 ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。 など

<p>介護・世話の 放棄・放任</p>	<p>① 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をやっている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。 ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。 など <p>② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徘徊や病気の状態を放置する。 ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や処方通りの服薬、専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。 ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。 など <p>③ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。 ・孫が高齢者に無心して無理にお金を奪っているのを放置する。 など
<p>心理的虐待</p>	<p>脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的苦痛を与えること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗等を嘲笑、人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる。 ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・侮辱を込めて、子どものように扱う。 ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する。 ・排泄交換や片付けやすいという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。 ・家族や親族、友人等との団らんから排除する。 など
<p>性的虐待</p>	<p>本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・介護しやすさを重視して下着のまま放置する。 ・キス、性器への接触、セックスを強要する。 ・人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする。 など

経済的虐待	<p>本人の合意なしに、又は、判断能力の減退に乗じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ・ 本人の自宅等を本人に無断で売却する ・ 年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する ・ 入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を滞納する。 ・ 世帯の生活が苦しいため、本人に必要な使用より、他の家族の使用を優先する。など <p>※本人の合意の有無については、認知症などで金銭管理状況や使途について理解の上で同意する能力がない場合や、養護者または親族との関係性・従属性や従来の世帯の状況から、異議を言えず半ば強要されている場合等がありますので、慎重な判断が必要です。</p> <p>※経済的虐待については、養護者に該当しない親族による場合であっても「養護者による虐待」として判断し対応します。</p>
--------------	--

(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の類型

類型	内容と具体例
身体的虐待	<p>① 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ 本人に向けて物を投げつけたりする。 ・ 入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 <p>※ 身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。など</p> <p>② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・ 食事の際に、職員の都合で本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 ・ 通所サービスの送迎時に無理やり車両に乗降させる、身体を強く引っ張る。 ・ 家族からの要望等で、高齢者の自宅に外鍵をかけて外出できないようにする。 <p>③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体的拘束等</p>

<p>介護・世話の 放棄・放任</p>	<p>① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 など <p>② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療が必要な状況にもかかわらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・介護提供事業者等からの報告・連絡等を受けていたにもかかわらず、高齢者の状態変化に伴う介護計画等の見直しを怠る。 など <p>③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 など <p>④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 ・高齢者からの呼びかけに対し「ちょっと待ってね」等と言い、その後の対応をしない。 など <p>⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者や主任等が虐待の通報義務や虐待防止措置義務を怠る。 など
<p>心理的虐待</p>	<p>① 威嚇的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」、「追い出すぞ」などと言いきり脅す。 など <p>② 侮辱的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 ・排せつ介助の際、「臭い」、「汚い」などと言う。 など <p>③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「意味もなくコールを押さないで」、「なんでこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。 など <p>④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。

	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 など ⑤ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為 <ul style="list-style-type: none"> ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 など ⑥ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など
性的虐待	<p>本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話しを強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など
経済的虐待	<p>本人の合意なしに、又は、判断能力の減退に乗じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など <p>※本人の合意の有無については、認知症などで金銭管理状況や用途について理解の上で同意する能力がない場合や、養護者または親族との関係性・従属性や従来の上帯の状況から、異議を言えず半ば強要されている場合等がありますので、慎重な判断が必要です。</p>

5 高齢者虐待防止法の取り扱いに準じた対応

(1) 養護、被養護の関係が明らかでない65歳以上の高齢者への虐待について

高齢者虐待防止法が対象としているのは、養護者による虐待のため、養護者に該当しない場合（養護、被養護の関係にない65歳以上の夫婦間での暴力や、中高年の子どもの世話をしている親が子どもから受ける暴力等）は、高齢者虐待防止法の直接の対象とはなりません。

しかし、高齢者が何らかの権利侵害を受けている場合、介護保険法の地域支援事業における権利擁護事業や老人福祉法上の措置等により、高齢者虐待防止法の取り扱いに準じた対応をすることが求められます。また、事案に応じて、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）や刑法等により対応することになります。

前述のDV防止法では、年齢に制限はなく、高齢者虐待防止法との関係性において優先劣後の関係にないため、事案に応じてどちらの法律での対応が適切か協議し、支援をします。

なお、虐待対応における、相談・通報の受理段階では、虐待者が養護者であるかどうかの判断が難しいケースもあることから、まずは「養護者による高齢者虐待」事案として事実確認等を行ったうえで、事案に応じて適切に、高齢者虐待防止法の取り扱いに準じた対応やDV防止法の所管課や関係機関につないでいく等の対応を行います。

(2) セルフ・ネグレクト状態にある高齢者への対応

介護・医療サービスを適切に利用することなく孤立し、心身の健康維持が困難な状態にある、いわゆる「セルフ・ネグレクト」の状態にある高齢者については、高齢者虐待防止法に基づく高齢者虐待には含まれていません。

セルフ・ネグレクトは、認知症や統合失調症、アルコール問題、慢性疾患等により心身機能が十分に発揮できないことが要因になるだけでなく、家族の死や病気、離職等のショックな出来事により生きる意欲が失われることや人間関係のトラブル等も要因となることがあり、誰にでも起こりうる可能性があります。また、生命・身体に重大な危険が生じ、孤立死に至るおそれがあり、関係機関が協力して対応していく必要があります。

既にセルフ・ネグレクトに陥っている高齢者に対しては、生活状況やこれまでの経過を確認しながら、高齢者自身の適切な自己決定を促す支援を行うべく働きかけ、高齢者虐待防止法に準じた対応として、場合によっては老人福祉法に基づく措置や成年後見制度の利用等の支援を行います。

また、予防及び未然防止の観点から、元気なうちから高齢者に対して、自己決定の重要性を意識し、将来に備えた行動を主体的に行ってもらえるよう、継続的な啓発に取り組めます。

6 身体拘束等に対する考え方について

「身体拘束とは、本人の行動の自由を制限すること」です。

介護保険法及び老人福祉法に基づいた施設等では、「当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない」と定義しており、身体的拘束等を原則禁止しています。

養介護施設従事者等や養護者等からの身体的拘束等は、本人の権利を侵害し、生命、健康、生活が損なわれるような状態に置くことであり、許されるものではありません。

厚生労働省老健局

「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」（令和7年3月）
(<https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/001643323.pdf>)



●身体拘束等の具体例 ※1

- ①ひとり歩きしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

なお、これらの11項目は、あくまでも例示であり、他にも身体的拘束等に該当する行為があることに注意する必要があります。

●拘束が拘束を生む「悪循環」※2

身体拘束による「悪循環」を認識する必要がある。認知症があり体力も低下している高齢者を拘束すれば、ますます体力は衰え、認知症が進む。その結果、せん妄や転倒等の二次的・三次的な障害が生じ、その対応のために更に拘束を必要とする状況が生み出されるのである。最初は「一時的」として始めた身体拘束が、時間の経過とともに、「常時」の拘束となってしまう、そして、場合によっては身体機能の低下とともに高齢者の死期を早める結果にもつながりかねない。身体拘束の廃止は、この「悪循環」を、高齢者の自立促進を図る「よい循環」に変えることを意味しているのである。

※1※2：「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）
一部改変

ただし、高齢者や他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる場合など、ケアの工夫のみでは対応できない「**緊急やむを得ない場合**」の「**適正な手続き**」を経ているものについては、例外的に高齢者虐待に該当しないと考えられます。「緊急やむを得ない場合」に該当するのは、次の3つの要件をすべて満たすことが必要であり、介護職員等の従業員の不足等、介護保険施設等側の理由は排除されています。

●「緊急やむを得ない場合」に検討する三要件

- 切迫性：高齢者本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

●緊急やむを得ない場合の適正な手続き

- 高齢者等のアセスメントを十分に行い、施設・事業所の組織及び高齢者・家族・関係者などで、緊急やむを得ない場合の三要件を満たすかを慎重に協議します
- 高齢者や家族に対して、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を詳細に説明し、十分な理解を得る努力をします。ただし、高齢者や家族に対して、説明し同意を得ればよいというものではなく、家族の希望があれば身体的拘束等を行うことができるということでもありません。
- 緊急やむを得ない場合の要件に該当しなくなった場合等には直ちに解除する必要があります。実際に身体拘束を一時的に解除して、本人の状態を観察し、身体拘束の継続が本当に必要なのか、慎重に検討します。
- これらの手続きについては、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、2年間保存することが必要です。

○留意事項

身体的拘束等の適正化を図るため、運営基準に基づき介護保険施設等のうち、対象事業（※1）のサービス事業者は、以下の措置を講じなければならないこととされています。この措置は、身体的拘束等を行ってなくても講じることが義務付けられています。

なお、当該記録があったとしても、以下の措置が行われていなければ、報酬基準及び解釈通知の規定による報酬請求上の措置として、身体拘束廃止未実施減算を適用し、改善計画を提出し、それに基づき改善が図られるまで、その事実が生じた月（行政側が発見した月）の翌月から少なくとも3か月間は、所定単位数の100分

の10（短期入所系サービス、多機能系サービスについては100分の1）に相当する単位数を所定単位数から減算することが規定されています。

○身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（※2）を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。

○身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

○介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

（※1）介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、（介護予防）特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護

（※2）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護においては、運営推進会議を活用することができることとする。

なお、例外的に身体的拘束等を行う場合の要件規定がある介護保険のサービス種別以外の養介護施設等については、身体的拘束等は例外なく認められないものであることから、行政機関として適切な対応を行う必要があります。

第2章 横浜市における高齢者虐待等の 防止に向けた基本的視点

1 高齢者虐待の発生要因

高齢者虐待が起こる背景として、高齢者と養護者の間でとれていたバランスが、両者の心身の状態や性格、疾病、経済的困窮などにより崩れ、そこにこれまでの複雑な関係が影響していることが考えられます。

「令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（厚生労働省）」（以下、「法に基づく対応状況調査」という。）によれば、養護者による高齢者虐待の主な発生要因として、高齢者の「認知症の症状」がもっと多く、次いで虐待者の「介護疲れ・介護ストレス」「理解力の不足や低下」「知識や情報の不足」「精神状態が安定していない」「被虐待者との虐待発生までの人間関係」となっています。その他、経済的困窮・債務（経済的問題）や、ケアサービスの不足の問題なども要因として考えられています。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の主な発生要因は、「職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足」が最も多く、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」「倫理観や理念の欠如」とな

っています。また、「職員の指導管理体制の不十分」「虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組が不十分」といった組織運営上の課題もあげられています。

2 基本的な視点

(1) 高齢者自身の意思の尊重

高齢者自身の意思を尊重した対応を行うとともに、虐待を受けている高齢者の多くは、自由に意思表示ができる状況にない場合が多いため、安心して自由な意思表示ができるための丁寧な意思決定支援が必要です。

(2) 高齢者の安全確保の優先、権利利益を守る迅速な対応

判断能力の有無にかかわらず、高齢者本人の意に反して支援を行うことは人権尊重の観点から回避すべきです。しかし、生命・身体に重大な影響を与える（可能性がある）と判断したときは、高齢者本人に対し分離の必要性を粘り強く働きかけ、同意を得るよう努め、必要に応じて入院や施設入所等、高齢者の安全確保を最優先します。

(3) 組織的な対応

高齢者虐待の事例に対しては、担当者一人の判断で行うことを避け組織的な対応を行うことが必要です。

相談や通報、届出を受けた場合は、相談等の内容、状況からの緊急性を判断、高齢者の安全や事実確認の方法、支援の方針などについて組織的に判断していく必要があります。

特に、緊急性の判断や高齢者の安全の確保、事実確認のための調査や対応では、担当者や責任職一人への過度の負担を避け、また客観性を確保するなどの視点から、複数の職員で対応することを原則とします。

(4) 早期発見・対応

高齢者虐待への対応は、問題が深刻化する前に発見し、高齢者本人や養護者・その他の家族に対する支援を開始することが重要です。民生委員等との協力連携や、地域住民、高齢者本人への普及啓発などにより、虐待を未然に防いだり、仮に虐待が起きても早期に発見できる仕組みが大切になります。

(5) 関係機関との協力・チーム対応

高齢者虐待の発生には、家庭内での様々な要因が影響しており、支援にあたっては様々な制度や知識が必要となります。発生から通報、事実確認、高齢者本人の生活の安定に向けた支援に至る各段階において、複数の関係者が連携を取りながら高齢者本人や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとしての対応力を向上させて一体的に支援することが重要です。

※ ネットワークミーティングの開催

ネットワークミーティングとは、区高齢・障害支援課が事務局となり、関係機関を交えて行う支援検討会議の事です。関係機関とは、行政以外の機関すべてを指します。虐待事例は区だけが関わるという

ことはほとんどありません。例えば地域包括支援センター・ケアマネジャー・介護保険事業所・医療機関・警察・施設・民生委員・社会福祉協議会等々、それぞれの機関の役割と方針があります。必要に応じて随時開催し、情報共有、意見交換、支援方針決定、役割分担、緊急時の対応等について確認します。

(6) 養護者への支援

虐待が起こると、虐待している養護者を加害者として捉えてしまいがちですが、介護疲れなど養護者自身が何らかの支援を必要としている場合も少なくありません。高齢者虐待の問題を高齢者や養護者のみの問題として捉えるのではなく、家庭全体の状況からその家庭の抱えている問題を理解し、支援を行うことが必要です。あらゆる手段を用いて養護者の負担軽減を図り、養護者自身が安定した生活を送ることができるよう支援します。

(7) 在宅における継続的な支援

高齢者に対する虐待の発生予防から、虐待を受けた高齢者が安定した生活を送れるようになるまで、継続的な支援体制を構築することが必要です。

チーム支援を継続していても、高齢者の生命身体に重大な影響を及ぼさないまでも不適切な状態が続き、支援の効果が表れにくいことがあります。一見無駄なように見えても根気強く支援を続けることは、不適切な介護の状態を徐々に改善していったり、虐待への発展を防ぐことにつながります。高齢者・養護者との信頼関係を築き、切れ目ない支援を行っていきます。

(8) 高齢者虐待を未然に防ぐためのアプローチ

高齢者虐待を未然に防止するためには、高齢者虐待防止について市民に啓発することや、認知症等に対する正しい理解、介護知識の周知などのほか、介護保険制度等の利用促進などによる養護者の負担軽減が欠かせません。

また、まだ介護を必要としない高齢者や、これから高齢者となる世代の市民に対して、どのような状態にあっても、だれもが最期まで人としての尊厳を全うしたいという願いがあることや、高齢者一人ひとりの生き方や考え方が尊重される社会を目指していくために高齢者の人権について啓発を行います。

養介護施設従事者等による虐待においては、法に基づく対応状況調査によれば、高齢者虐待の主な発生要因に「教育・知識・介護技術等に関する問題」があげられています。養介護施設や養介護事業においては、高齢虐待防止や認知症ケアに関する理解を高める研修の実施を促すなど、管理者と職員が一体となった組織的な取組を推進していくことが重要です。

3 留意事項

(1) 通報者等の保護

虐待対応を行うにあたり、虐待を受けている高齢者の情報を守るだけでなく、通報又は届出をした人を特定させるものを漏らさないよう対応します。

(2) 虐待に対する自覚は問わない

高齢者や養護者、養介護施設従事者等の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応します。

(3) 高齢者の安全確保を優先する

高齢者虐待に関する通報等の中には、高齢者の生命・身体に関わるような緊急的な事態もあると考えられます。高齢者本人の自己決定を尊重しながら、高齢者の安全確保を優先して対応します。

(4) 関係機関と連携して対応する

複合的な問題を抱える事例に対しては、問題への対応機能を有した機関との連携が不可欠です。区連絡会を活用し、関係機関との連携を深めることが重要です。

(5) 適切な権限の行使

虐待によって生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合、高齢者虐待防止法第9条において、高齢者を一時的に保護するため、市町村が適切に老人福祉法の規定による措置を講じ、又は成年後見制度の審判請求をすることを規定しています。また同様に同法第11条において、立入調査として当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができると規定しています。

養介護施設従事者等による虐待においては介護保険法や老人福祉法に基づく調査を行う場合もあります。

(6) 虐待の有無と支援の要否について

虐待の判断に至らない場合でも、支援を要する状態であると判断した場合は、適切に対応を行います。

(7) 記録を残す

虐待対応においては、支援の過程で得られた情報や事実、支援方針の決定の根拠を客観的に記録として残します。また記録には確認した日時や場所、担当者を明確に記載し、適宜組織的に共有を図ります。

4 高齢者虐待防止法等における市町村と関係者等の責務

(1) 市町村の責務

高齢者虐待防止法では、高齢者の虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援について、市町村が第一義的に責任を持つ役割を担うことが規定されています。

なお、養介護施設従事者等による高齢者虐待については、横浜市が当該施設等に対する老人福祉法又は介護保険法に規定する権限を有しており、通報を受付けたのち横浜市が虐待対応を行います。

ア 養護者による高齢者虐待について

- ① 高齢者虐待に適切に対応するため関係省庁等の相互連携、民間機関の連携強化、人材育成、高齢者虐待防止等に資する啓発活動等を行う（高齢者虐待防止法（以下同）第3条）
- ② 高齢者や養護者に対する相談、指導、助言（第6条）
- ③ 通報を受けた場合、速やかな被虐待者（高齢者）の安全確認、通報等に係る事実確認、高齢者虐待対応協力者と対応について協議（第9条第1項）
- ④ 老人福祉法に規定する措置及びそのための居室の確保、成年後見制度利用開始に関する審判の請求（第9条第2項）
- ⑤ 立入調査の実施（第11条）
- ⑥ 立入調査の際の警察署長に対する援助要請（第12条）
- ⑦ 老人福祉法第11条第1項第2号及び第3号に規定する措置が採られた高齢者の養護者に対する面会の制限（第13条）
- ⑧ 養護者への支援（第14条）
- ⑨ 専門的に従事する職員の確保（第15条）
- ⑩ 関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備（第16条）
- ⑪ 対応窓口、高齢者虐待対応協力者の名称の周知（第18条）
- ⑫ 成年後見制度周知のための措置、成年後見制度利用に係る経済的負担軽減のための措置（第28条）

イ 養介護施設従事者等による高齢者虐待について

- ① 対応窓口の周知（第21条第5項、第18条）
- ② 通報を受けた場合の事実確認等
- ③ 養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る事項の都道府県への報告（第22条）
- ④ 高齢者虐待の防止及び被害高齢者の保護を図るための老人福祉法又は介護保険法に規定する権限の適正な行使（第24条）

ウ 財産上の不当取引による被害防止

- ① 養護者、親族又は養介護従事者等以外の第三者による財産上の不当取引の被害に関する相談の受付、関係部局・機関の紹介（第27条第1項）
- ② 財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者に係る審判の請求（第27条第2項）

（2）保健・医療・福祉関係者の責務

高齢者の福祉に業務上又は職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚して、高齢者虐待の早期発見に努めなければなりません。また、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努める必要があります（法第5条）。

（3）国民の責務

高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努め（法第4条）、養護者によ

る高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合には、市町村に通報することとされています。（法第7条）

（４）養介護施設の設置者、養介護事業者の責務

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。（介護予防）福祉用具貸与は令和9年3月31日までの間、経過措置あり）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じなければなりません（法第20条）。講じられていない場合には基本報酬の減算を行います。

また、養介護施設従事者等に対しては、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際には、速やかにこれを市町村に通報しなければならないとあり、通報が義務として定められています（法第21条第1項）。これは、養介護施設従事者等以外の者に対する通報努力義務（同条第3項）と異なり、養介護施設従事者等には重い責任が課せられていることを意味します。

5 各機関の役割

（１）区高齢・障害支援課

養護者による高齢者虐待の相談窓口として、高齢者虐待の早期発見・対応、虐待の未然防止に向けた取組、養護者への支援、関係課相互協力による柔軟な対応、関係機関との協力によるチーム支援を行います。

地域包括支援センターと協力して市民へ的高齢者虐待についての普及啓発に取り組むとともに、対応力向上のための関係者との研修実施、ネットワークミーティングの開催等により、関係者が一丸となって支援できるよう調整し対応します。

（２）地域包括支援センター

市町村から委託を受けて実施する地域支援事業として「虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業（介護保険法第115条の45第2項第2号）」の実施が義務づけられています。

地域の身近な相談機関として、高齢者虐待の早期発見や予防・防止に向けた支援を行い、虐待や虐待と疑われる相談・通報について地域包括支援センターとしてのネットワークを活用して情報収集を行い、区高齢・障害支援課と連携して支援します。また、虐待防止に関する地域住民等への普及啓発のほか、虐待対応における市町村権限行使にあたっての協力を行います。

市町村（高齢者虐待防止法の規定）	地域包括支援センター
<p>1 高齢者や養護者に対する相談、指導、助言等（第6条・14条）</p> <p>2 通報を受けた場合、速やかな高齢者の安全確認、通報等に係る事実確認、高齢者虐待協力者と対応について協議（第9条第1項）</p> <p>3 成年後見人制度利用開始に関する審判の請求（第9条第2項）</p> <p>4 老人福祉法に規定する措置及びそのための居室の確保（第10条）</p> <p>5 立入調査の実施（第11条）</p> <p>6 立入調査の際の警察署長に対する援助要請（第12条）</p> <p>7 老人福祉法に規定する措置が採られた高齢者に対する養護者の面会の制限（第13条）</p> <p>8 専門的に従事する職員の確保（第15条）</p> <p>9 関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備（第16条）</p> <p>10 対応（通報、届出）窓口、高齢者虐待協力者の名称の周知（第18条）</p> <p>11 財産上の不当取引による被害防止のための相談、老人福祉法に基づく審判の請求（第27条）</p>	<p>高齢者の権利擁護に関する総合相談・支援（介護保険法第115条の45第2項第2号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談・通報・届出の受付と対応、記録及び区高齢・障害支援課への報告 ・通報後の事実確認のための関係機関からの情報収集や訪問調査 ・支援検討会議やネットワークミーティングへの参加と対応方針等の決定 ・方針にそった高齢者及び養護者への支援、モニタリング ・高齢者虐待や認知症に関する知識・理解の啓発、通報の努力義務や相談窓口の周知等、広報・啓発活動 ・高齢者虐待防止のためのネットワークの構築 ・財産上の不当取引による被害相談と消費生活センター等、適切な相談機関の紹介 <p>国マニュアル（※1）地域包括支援センター運営マニュアル（※2）をもとに横浜市で作成</p>

※1 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について
（令和8年3月改訂・厚生労働省）

※2 地域包括支援センター運営マニュアル4訂（一般財団法人長寿社会開発センター）

【虐待対応における地域包括支援センターの位置づけ】

介護保険法抜粋

（地域支援事業）第百十五条の四十五第2項第2号

被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業

（地域包括支援センター）第百十五条の四十六

地域包括支援センターは、第一号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）及び第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業（以下「包括的支援事業」という。）その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。（以下略）

高齢者虐待防止法抜粋

（通報等を受けた場合の措置）第九条

市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

（連携協力体制）第十六条

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

（3）介護保険事業所

介護保険サービス等を利用している高齢者や養護者を直接支援し、普段の生活を把握しているため、高齢者虐待を発見しやすい立場です。高齢者や養護者の心配な言動については、事業所内で情報確認検討を行い、虐待の疑いがあると判断した場合には、区高齢・障害支援課又は地域包括支援センターに通報します。また、通報後は継続的な介護保険サービス提供やネットワークミーティングへの参加等、関係機関と連携して対応します。

（4）医療機関

受診時の状況により心身の状態を知りえる機会が多いため、虐待が疑われるような状況がみられる場合には、市町村への通報、相談を行います。区高齢・障害支援課が開催するネットワークミーティングへの出席や、病院内におけるカンファレンス等において情報共有分析、意見交換、支援方針決定、役割分担を行う等、関係機

関と協力して対応します。

(5) 健康福祉局

ア 高齢在宅支援課

養護者による高齢者虐待に関する相談体制の整備やケース支援のためのシステムづくりを行うとともに、市民や地域包括支援センターをはじめ、関係機関等への高齢者虐待の早期発見・防止に向けた普及啓発、研修等を通じた人材の育成に向けた支援を行います。また、本市の高齢者虐待に係る相談件数・種別等の実績の管理や県への報告等を行います。

イ 高齢施設課

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設等の養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報や相談を受け、事実確認等の対応を行います。また、高齢者虐待の防止及び被害を受けた高齢者の保護を求めため、老人福祉法や介護保険法等に基づき養介護施設の運営指導を行います。

ウ 介護事業指導課

認知症高齢者グループホーム、小規模多機能居宅介護事業所や訪問介護、通所介護等の居宅サービス事業所等の養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報や相談を受け、事実確認等の対応を行います。また、高齢者虐待の防止及び虐待を受けた高齢者の保護を求めため、老人福祉法や介護保険法等に基づき居宅サービス事業所等の運営指導を行います。

なお、居宅サービス事業所の従事者等から虐待を受けた高齢者の場合は、区高齢・障害支援課と連携し対応にあたります。

(6) 社会福祉協議会及び横浜生活あんしんセンター

地域福祉の推進を図ることを目的とし、住民やボランティア、市民団体など公私福祉関係者とともに地域福祉活動を中心に様々な活動を展開しています。

社会福祉協議会に設置された「横浜生活あんしんセンター」は、高齢者・障害者に関する生活や金銭管理など権利擁護に関する相談を受け、成年後見制度の普及啓発や法人後見業務を行うとともに、福祉サービス利用や日常的な金銭管理などが困難な高齢者・障害者に対して、契約に基づき「定期訪問・金銭管理サービス」・「預貯金など財産関係書類等預かりサービス」を行い、地域で自立した生活が送れるよう支援する「権利擁護事業」（全国的には「日常生活自立支援事業」といいます）を行っています。

また、「よこはま成年後見推進センター」は横浜市における「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の中核機関として、横浜市と連携し、成年後見制度の利用促進を図るとともに、制度の相談や広報啓発、市民後見人の養成・支援などを行います。

(7) 弁護士

高齢者虐待をはじめ高齢者の権利擁護に関する個々の法律上の専門的な考え方や対応等について助言を行います。

(8) 警察署

高齢者虐待事案を認知した場合、市町村に通報するほか、当該事案に関して、措置状況を把握します。また、立入調査の立会い等の援助依頼があった場合において、必要と認めるときは、警察官職務執行法等に基づき、援助等を行います。必要に応じて被虐待者の保護（警察官職務執行法第3条）、虐待の制止（警察官職務執行法第5条）、立入（警察官職務執行法第6条）、虐待者の逮捕（刑事訴訟法）等を行います。

6 個人情報の取り扱いについて

(1) 行政機関（健康福祉局・区役所）の個人情報の取扱い

高齢者虐待の支援においては、高齢者や養護者等の氏名や住所、病歴等の要配慮個人情報を含む個人情報を取り扱う場面が多くあります。行政機関が個人情報を保有するに当たっては、個人情報保護法第61条第1項の規定に基づき、法令（条例を含む）の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定する必要があります。

その上で、行政機関が保有する保有個人情報の利用・提供については、法令に基づく場合を除き、原則として利用目的の範囲内で行うことが求められます（個人情報保護法第69条第1項）また、利用目的の範囲外で臨時的に利用・提供する場合であっても、個人情報保護法第69条第2項各号に該当する場合には、利用・提供することが可能です。

(2) 民間事業者（地域包括支援センター、介護保険事業者、医療機関等）の個人情報の取扱い

市町村が虐待の有無や緊急性の判断を行う上で、医療・福祉等関係者（個人情報取扱事業者）や地域住民からの通報や情報提供が不可欠です。関係者・関係機関等にも守秘義務規定がありますので、それを保障することが必要ですが、高齢者の権利と利益、生命、身体又は財産の危険にもかかわる問題であり、情報を適切に集収・共有することに高い優先順位があります。

この趣旨により、高齢者虐待防止法は、国民に通報義務を課し（法第7条、第21条）、市町村に虐待の事実確認のための情報収集権限を付与しており（法第9条第1項等）、担当課からの照会には、他部署はもちろん、他市町村や他の機関、民間協力団体もこれに協力するよう努める必要があります（法第5条第2項）。

民間事業者（地域包括支援センター、介護保険事業者、医療機関等）の個人情報取扱事業者が個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、原則として特定された利用目的の達成に必要な範囲で当該個人情報を取り扱う必要があります（個人情報保護法第17条第1項、第18条第1項）。

その上で、民間事業者が保有する個人情報の提供に当たっては、本人の同意が得られる場合のほか、法令に基づく場合や、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合など、に限られます。（個人情報保護法第27条）

第3章 横浜市における取組

1 高齢者虐待への対応方針

横浜市では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるために、住まいを中心に、医療、介護、生活支援・介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築をめざしており、高齢者虐待防止の取組においては、虐待の早期発見対応ができるよう、高齢者一人ひとりの状況に合わせ対応力の向上を図ります。

また、高齢者や養護者が地域とつながりをもつことで、楽しみな活動ができたり、孤立することなく自然と見守りあう関係ができれば、安心して暮らすことができ、高齢者虐待を未然に防止することになるため、高齢者や養護者が地域をはじめとした他者とつながりが持てるよう、積極的にサポートします。

(1) 高齢者虐待の未然防止

養護者による虐待を発見しやすい立場にある介護保険事業所や医療機関等と協力して研修を行い、対応力の向上を図ります。養介護施設従事者等に対しても、運営指導や集団指導などの場を通して、虐待の防止及び発生時の対応を支援、指導していきます。

また、市民に対しては虐待防止への理解をすすめ、身近なところから養護者の介護負担軽減に協力してもらえるよう広く啓発するとともに、今後の生活や健康づくり等により、尊厳をもったその人らしい生活ができるよう支援します。

(2) 早期発見・適切な対応

養護者による虐待については、区高齢・障害支援課及び地域包括支援センターに高齢者虐待相談窓口を設置し、虐待相談・通報に応じます。虐待の有無の判断・緊急性判断・支援方針の決定は組織的にを行い、継続した支援とモニタリングを行います。法律の専門家をはじめとして、関係機関や地域と協力し、情報の共有や整理、対応方法の検討、関係者の役割の確認等を行い、個別の状況に合わせた支援を行います。地域の関係機関とのネットワークづくりのため、高齢者虐待防止連絡会を開催し、相互に相談しやすい体制を作ります。

養介護施設従事者等による虐待については、健康福祉局高齢施設課及び介護事業指導課にて相談・通報に応じます。

(3) 養護者への支援

介護負担軽減のため、介護保険サービス等の利用を促進するとともに、養護者が自分の心身に着目し健康を守ることができるよう動機づけを行い、障害者福祉や医療等必要に応じた多職種で連携したチーム支援を展開します。地域のつどいや心身を開放できる場等への参加を促し、養護者が孤立せず、本来持つて

いる力を十分に発揮できるよう支援します。

また、高齢者や養護者に対しては、いざというときに自ら助けを求めることができるよう、近隣等との協力関係づくりを促します。

経済的に困窮する養護者に対しては、これまで同様に生活支援課と協力して支援していきますが、生活困窮者自立支援制度を活用する等、養護者の生活の安定を図り、将来にわたる生活設計ができるよう支援します。

(4) 緊急時対応の整備

高齢者虐待に関する相談・通報は、休日・夜間であっても、緊急な対応が求められる事態も考えられるため、個別の状況に応じた連絡体制を整え、有事には適切に対応します。

養介護施設従事者等による虐待においては、相談・通報を受けたら、高齢施設課もしくは介護事業指導課にてただちに事実確認を開始するとともに、高齢者の安全を確認します。また、事業所に対して、安全を確保するよう、指導、介入します。

(5) 区連絡会の開催（関係機関代表連携会議）

高齢者虐待対応に関わる関係機関による連絡会を開催し、高齢者虐待の現状確認や対応の振り返り、関係機関の連携を円滑に行い、区域全体で高齢者虐待に対応できるよう、連絡会を開催し健康福祉局に報告します。

事務局：区高齢・障害支援課高齢者支援担当

開催頻度：年1回以上

参加者：関係機関管理者・警察・消防（救急隊）・地域代表・地域包括支援センター等区域の状況に応じる

(6) 通報者の保護・通報等による不利益取り扱いの禁止

養介護施設従事者等による虐待の通報等について、高齢者虐待防止法第21条7項や公益通報者保護法において通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないと定められています。

2 養護者による高齢者虐待への具体的な対応

(1) 高齢者虐待の相談・通報・届出の受理

ア 高齢者虐待の相談窓口

各区高齢・障害支援課及び地域包括支援センター

イ 相談・通報の受理

事実確認のための情報収集・緊急性の判断・相談援助を行います。

虐待の有無の判断を行うのは市町村の責任とされています。そのため、地域包括支援センターで相談等を受けた場合は、速やかに区高齢・障害支援課に報告を行います。

「虐待」という言葉が用いられないまま、相談が持ち込まれることも少なくないため、あらかじめ決められた相談票等に記録し、組織として判断することで高齢者虐待の疑いを見逃さないようにします。

ウ 通報者を保護する

(ア) 情報提供は守秘義務違反には該当しない

高齢者虐待の相談・通報は、秘密漏示やその他の守秘義務法規によっては妨げられないとされています（法第7条第3項）。「虚偽」や「過失」による通報も除外されていません。例えば、虐待の事実誤認により相談・通報をしたとしても、上述の秘密漏示や守秘義務違反に問われることはないということになります。個人情報保護法による制限も、高齢者虐待の相談・通報には適用されないと解されています。

(イ) 通報や通報者の情報を漏らさない

当該通報又は届出を受けた市町村職員は、通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならないとされています（法第8条）。

また、地域包括支援センター職員については、個人情報保護法第17条第1項（利用目的の特定）及び同法第18条第1項（利用目的による制限）、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、対応を行います。

エ 警察との連携

警察は、高齢者虐待の疑いがある事案を把握すると、市町村に通報をすることになっています。必要に応じて情報交換を行う等日常的に協力体制を構築します。

高齢者の生命・身体に関わる事態が生じているおそれがあるにもかかわらず、訪問調査等で介入が困難な場合等、必要に応じて警察への協力依頼を行います。

(2) 虐待の判断と支援方針の決定

ア 事実確認

組織的な判断と支援方針の決定の根拠となる情報を整理します。なるべく多方面からの情報を得るとともに、可能な限り把握できる事実を積み上げていきます。

イ 緊急性・深刻度の判断

高齢者の生命の危険はあるか、医療の必要はあるか、養護者との分離の必要はあるか等、虐待の程度や世帯全体の状況、周辺状況をあわせて判断します。

対応初期だけではなく、支援が継続している間は、状況が変化するたびに欠かさず行います。

【緊急性の判断の材料・観察の視点(例示)】

身体状況・ けが等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外傷等（頭部外傷、重度のじょくそうなど） ・ あざや傷（身体に複数のあざや傷、頻繁なあざや傷など） ・ 全身衰弱、意識混濁、重いもしくは繰り返される脱水症状 ・ 低栄養や急な体重減少 <p style="text-align: right;">など</p>
生活状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衣服の汚れや着替えている様子がない ・ 身体の異臭や不衛生な髪や爪 ・ 自由に外出できない、もしくは長時間家の外に出されている ・ 食べるものにも困っている、ライフラインの停止 <p style="text-align: right;">など</p>
高齢者の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「怖い」「痛い」「何も食べていない」「帰りたくない」などの発言 ・ おびえた表情や急に不安がる ・ 無気力な表情や問いかけへの無反応 ・ 話す内容や態度が変化する、または隠そうとする <p style="text-align: right;">など</p>
養護者の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」などの発言 ・ 刃物、瓶など凶器をつかった暴力や脅し ・ 冷淡・無関心な態度、または支配的・攻撃的な態度 ・ 支援者と話すことに拒否的 ・ 養護者自身の不安定な身体的・精神的状態 <p style="text-align: right;">など</p>
サービスなどの利 用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受診の拒否、服薬ができていない ・ 入退院や救急搬送の繰り返し ・ 必要な介護サービスの未利用、不足 ・ 医療費やサービス費の支払いが遅れがち、滞納 <p style="text-align: right;">など</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期にわたる高齢者と養護者間の不和や共依存関係 ・ ほかの家族や親族の協力が無い、無関心 ・ 住環境の悪さ（不衛生、狭あいなど） <p style="text-align: right;">など</p>

※市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き P59 事実確認票—チェックシート（社団法人日本社会福祉士会）、神奈川県高齢者虐待防止対応マニュアル P47 高齢者虐待リスク評価票を参考に横浜市で作成

【深刻度区分 説明】

1 軽度	医療や福祉など専門機関による治療やケアなどの介入の検討が必要な状態。
2 中度	権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の心身への被害・影響や生活に支障が生じている。
3 重度	権利侵害行為によって高齢者の身体面、精神面などに重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている。保護の検討が必要な状態。
4 最重度	権利侵害行為によって高齢者の生命の危険や心身への重篤な影響、生活の危機的状況が生じている。直ちに保護が必要な状態。

ウ 支援検討会議・ネットワークミーティング

支援検討会議を実施し、情報を整理・分析・共有し、区高齢・障害支援課の責任において、緊急性・深刻度の判断・虐待の有無の判断・支援方針等を決定します。検討の際は、必ず責任職を含めて行います。

虐待事例は区だけに関わるということはほとんどありません。例えば地域包括支援センター・ケアマネジャー・介護保険事業所・警察・施設等々、それぞれの機関の役割と方針があり、必要に応じてネットワークミーティングを開催し、情報共有・支援方針決定・役割分担・緊急時の対応等について確認します。

エ 立入調査

高齢者の生命又は身体に関わる事態が生じているおそれがあるにもかかわらず、訪問調査等で介入が困難な場合には、立入調査をします（法第 11 条）。また、立入調査の際に必要なに応じて適切に、高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めます（法第 12 条第 1 項）。

あらゆる方法を試みても介入できないために、高齢者の安否の確認ができず、高齢者の生命・身体に危険があると認められる場合に、迅速な対応をとることができます。また、正当な理由がなく立入調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、または質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をし、もしくは高齢者に答弁をさせず、もしくは虚偽の答弁をさせた者に対し、30万円以下の罰金が処せられる、という罰則規定も設けられています（法第 30 条）。

(3) 支援の手段

ア 医療

高齢者に対し、受診の必要性については医療職を中心に判断しますが、医療職でなくても各職種の専門性を生かして、複数人数で判断します。受診後は医師の判断に従い、入院加療が必要な場合には福祉のサービスに優先して調整します。

養護者に対しても、心身の健康の確認を行い、必要に応じて適切に医療につなげる支援を行います。

高齢者本人の支援方針を決める上で、医療情報は欠かせません。治療や入院の要否・服薬状況・禁忌・認知症等判断能力の有無・施設入所や成年後見制度利用のための診断書作成の可否等について確認し、支援方針を決定します。

養護者についても、心身ともに医療サービスの必要性の有無を検討します。場合によっては囑託医相談の活用等、障害者支援担当への協力を求めます。養護者が障害者であった場合、養護者への障害者虐待の有無についても判断します。

イ 介護保険サービスの利用支援

高齢者に対する適切な介護の提供と、養護者の介護負担軽減を目的に介護保険サービスの導入をすすめます。

介護認定あり…ケアマネジャーと調整し、ケアプランの見直し。

介護認定なし…介護保険認定申請支援、主治医の確保、居宅介護支援事業所の確定、サービス提供事業者のサービス導入の支援。

認定非該当者…生活支援ショートステイや養護老人ホーム等の利用検討。地域でのつどいの活動への参

加促進、趣味の活動等地域資源へのつなぎ。

ウ 施設入所・居所設定等の支援

高齢者本人のADL、健康状態、服薬状況、生活リズム、経済状況等を総合的に検討し、高齢者本人にとって最も適する手段を選択、提案します。

施設入所は支援の終了ではありません。高齢者本人への支援はもとより、受入れ施設に対しても安心してサービス提供できるよう環境を整えていく必要があります。受入れ施設等との連携は密に行い、適切な支援を実施します。

エ 経済的困窮への対応

経済的困窮への対応は、その要因が多様であることが多く、高齢者・養護者それぞれの状況に応じて働きかける必要があります。収入と支出の状況を把握し、保険料等の負担軽減・負債への対応支援・生活困窮者自立支援制度・生活保護等の相談のため、関係機関へのつなぎの支援を行います。

オ 在宅における継続した支援

区役所職員や地域包括支援センター職員等による訪問の継続や、ケアマネジャー、介護保険事業者、民生委員等と情報共有し、高齢者・養護者双方の状況を確認します。

チーム支援を継続していても、高齢者の生命身体に重大な影響を及ぼさないまでも不適切な状態が続き、支援の効果が表れにくいことがあります。しかし、一見無駄なように見えても根気強く支援を続けることは、不適切な介護の状態を徐々に改善していったり、虐待への発展を防ぐことにつながります。そのため、高齢者本人や養護者によって、危機的な状況に陥る前に行える支援は可能な限り行います。

カ 地域活動・他者とのつながり支援

本市では人と人のつながりを地域資源の一つとして考え、幅広い市民参加を重視して地域社会全体の活力が向上することを目指しています。市民の一人ひとりがこうした地域社会につながっていることで、見守り合う関係ができたり、高齢者本人・養護者にとって楽しい活動を行うことができたり、介護経験者が集まって情報交換をする等の活動につながることができれば、結果として高齢者虐待を防止することになります。

地域活動だけでなく、あらゆる手段で他者とのつながりを持つことは、心身への刺激に富み、高齢者・養護者双方にとって大切な生活の一部です。他者とのつながりを持てる時間を確保する等の側面的な支援は、その人らしい暮らしを継続する助けになるものと考え、積極的にサポートします。

キ 養護者への支援

養護者の介護負担軽減のため、介護保険サービス等の利用を促進するとともに、養護者が自分の心身に着目し健康を守ることができるよう動機づけを行い、障害者福祉や医療等必要に応じ多職種で連携したチーム支援を展開します。

地域のつどいや心身を開放できる場等への参加を促すとともに、養護者が本来持っている力を十分に発揮できるよう支援します。

また、高齢者や養護者に対し、いざというときに自ら助けを求めることができるよう、近隣等との協力関係づくりを促します。

経済的に困窮する養護者に対しては、これまで同様に生活支援課と協力して支援していきますが、各区生活支援課で行われている生活困窮者自立支援制度を活用する等、養護者の生活の安定を図り、将来にわたる生活設計ができるよう支援します。

ク 警察との協力

警察署とは必要な情報の共有を行い、日ごろからの関係づくりを行います。該当者等の状況を伝え協力を仰ぐだけでなく、警察からの通報には、虐待の相談・通報・届出と同様に扱い対応します。高齢者虐待防止法に基づく立入調査を実施する場合には、不足の事態に備えて区職員等に同行し現場付近で待機するなどの側面的な援助と、必要に応じて警察官職務執行法、刑事訴訟法等に基づく必要な措置を採ること等について依頼します。

ケ 介入拒否があるときの対応

高齢者の安全を確認し、必要に応じて適切な医療介護サービスを提供するとともに、養護者の負担の軽減を図ります。情報を整理し手順を考えあらゆる手段を使って介入します。

(4) 分離の判断

高齢者の生命・身体に関わる危険性が高く、放置しておくとは重大な結果を招くおそれが予測される場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合等には、高齢者を保護するため、養護者等から分離する手段を検討する必要があります。

また、これにより高齢者の安全を危惧することなく養護者に対する助言等を行うきっかけとなることもあります。

分離という施設入所と考えがちですが、分離先は施設に限らず検討します。関係機関が協力し合い、高齢者の健康状態や心身の状況に応じて、最も適する場所を確保するように努めます。

老人福祉法第11条第1項第2号に規定するやむを得ない事由による特別養護老人ホームへの入所措置を行った場合で、虐待の防止や高齢者の保護の観点から必要と思われる場合は、高齢者虐待を受けた高齢者と当該虐待を行った養護者との面会の制限を行います。（法第13条）

(5) 分離中の支援

高齢者虐待への対応にあたって緊急分離等の危険回避のための対応を採ったら、その後のフォローが重要です。

必要に応じてネットワークミーティング等の支援検討会議を開催し、定期的なモニタリング・評価を行い、支援の効果や目標の達成状況、支援内容の適否を確認します。支援の効果が十分でないという判断になったら、支援計画の見直しも検討します。

虐待を行っていた養護者から高齢者への面会等の申し出があった場合には、高齢者の生命や身体の安全、権利が脅かされないか、支援検討会議やネットワークミーティングで組織的に判断し、対応します。

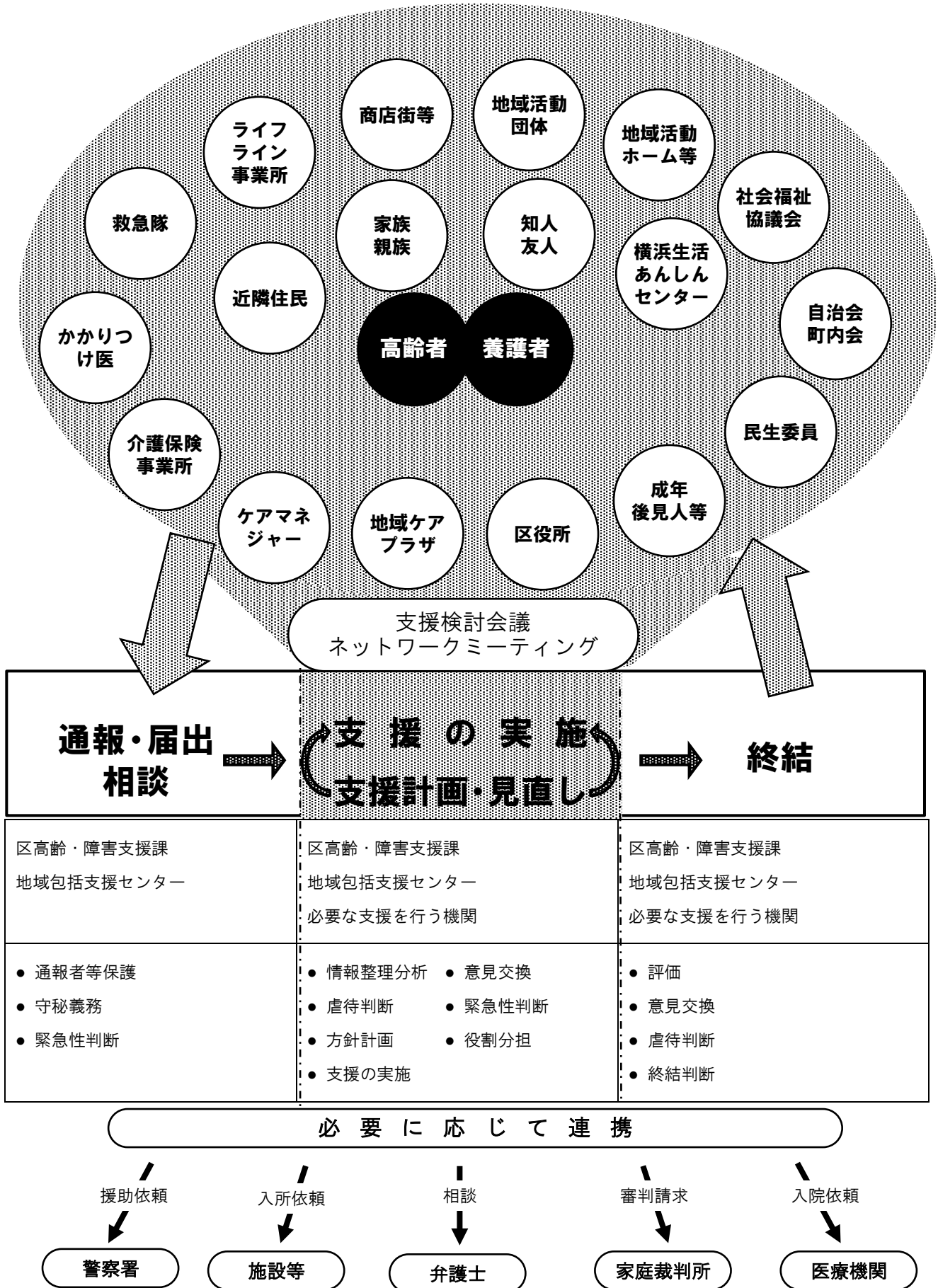
また、高齢者と養護者が安全かつ安心できる状態でお互いを受け入れられ、関係性の再構築ができるようになること（再統合）や、虐待が解消され、高齢者本人の生活が安定すること（終結）を目指し、継続的な支援を行います。

(6) 終結

高齢者の生命・身体の安全が確保され、安心して生活するための環境が整った場合には、虐待としての対応は終結とします。

虐待対応が終結したとしても、必要に応じて、高齢者や養護者と関わりを継続し、必要な支援を行います。

養護者による高齢者虐待への対応（イメージ図）

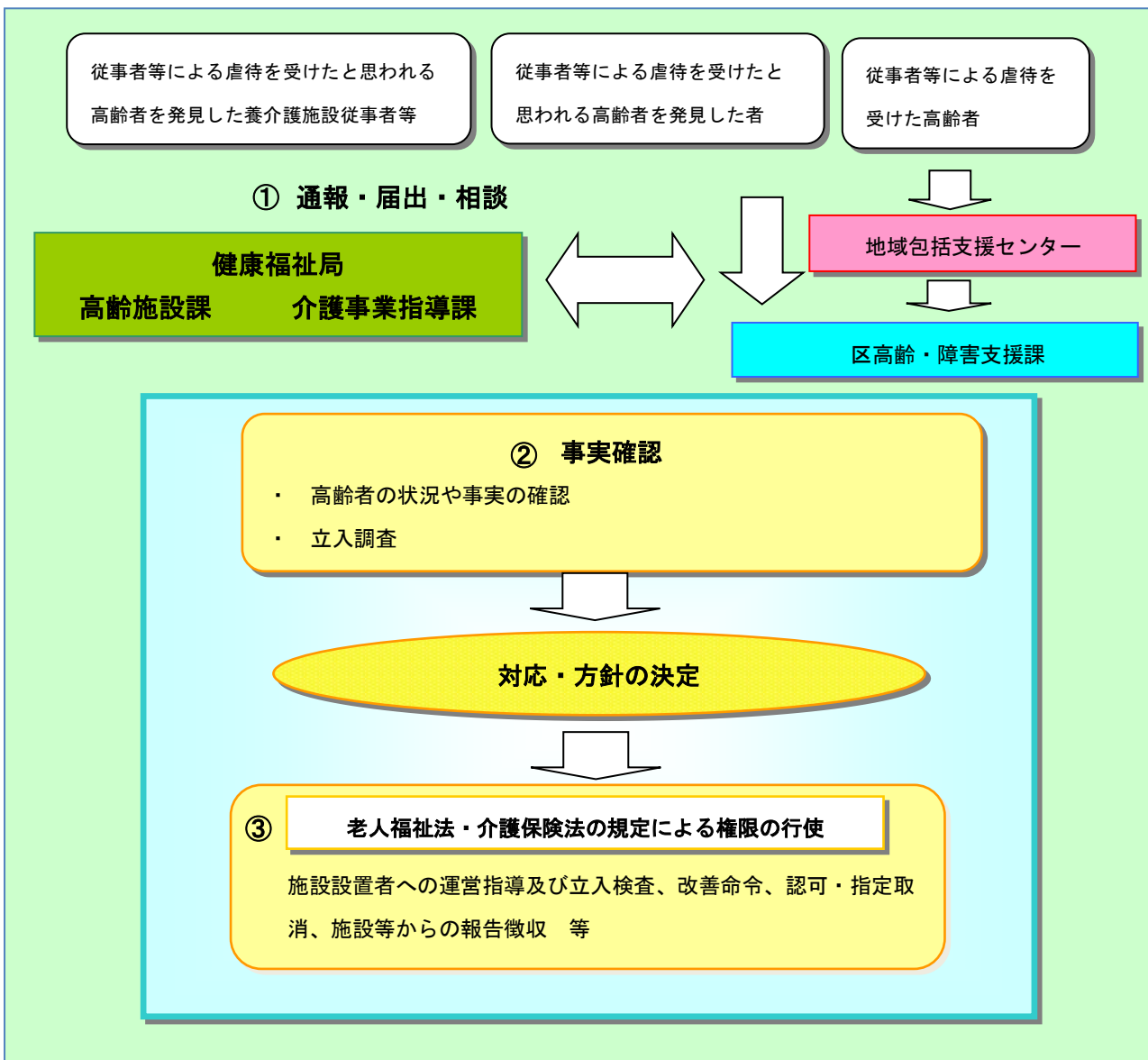


3 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

養介護施設従事者等による虐待については、健康福祉局の各所管課が区福祉保健センターとの連携により、事実確認等を行った上、老人福祉法・介護保険法に基づく権限の行使により解決を図ります。

特に介護保険法においては、指定居宅サービス事業者や指定介護老人福祉施設の開設者等に、要介護者や要支援者の人格尊重義務が課されており、その違反行為は「人格尊重義務違反」として、指定の取消等の行政処分の対象となります。高齢者虐待はまさに人格を尊重する義務に違反する行為であることから、虐待に関する事実確認については、横浜市としても同法の権限を適切に行使します。

養介護施設従事者等による虐待への対応の流れ



区福祉保健センターでの相談

区福祉保健センターで養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報、届出、相談を受けた場合は、健康福祉局に連絡・報告を行います。健康福祉局の連絡先は下記の通りです。

養介護施設・養介護事業	連絡先	TEL	FAX
特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 有料老人ホーム 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 地域密着型介護老人福祉施設 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防型短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護	高齢施設課	671-3923 671-4117	641-6408
訪問介護 夜間対応型訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハビリテーション 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 居宅介護支援事業 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所介護 介護予防通所リハビリテーション 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防支援事業 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護	介護事業指導課	671-2356	550-3615

老人福祉法・介護保険法による権限規定

老人福祉法	第18条	市長	老人居宅生活支援事業者、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター設置者、養護老人ホーム・特別養護老人ホームの施設長に対する報告徴収・立入検査等
	第18条の2	市長	認知症対応型老人共同生活援助事業者に対する改善命令 老人居宅生活支援事業者、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター設置者に対する事業制限・停止命令
	第19条	市長	養護老人ホーム・特別養護老人ホーム設置者に対する事業廃止命令、認可取消
	第29条	県知事	有料老人ホーム設置者等に対する報告徴収・立入検査等 有料老人ホーム設置者に対する改善命令
介護保険法	第76条	県知事・市長	指定居宅サービス事業者等(事業者であった者、従業者であった者)に対する報告徴収・立入検査等
	第76条の2	県知事	指定居宅サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第77条	県知事	指定居宅サービス事業者の指定取消・指定の効力停止
	第78条の7	市長	指定地域密着型サービス事業者等(事業者であった者、従業者であった者)に対する報告徴収・立入検査等
	第78条の9	市長	指定地域密着サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第78条の10	市長	指定地域密着サービス事業者の指定取消・指定の効力停止
	第83条	県知事・市長	指定居宅介護支援事業者等(事業者であった者、従業者であった者)に対する報告徴収・立入検査等
	第83条の2	県知事	指定居宅介護支援事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第84条	県知事	指定居宅介護支援事業者の指定取消・指定の効力停止
	第90条	県知事・市長	指定介護老人福祉施設開設者等(施設の長、従業者であった者)に対する報告徴収・立入検査等
	第91条の2	県知事	指定介護老人福祉施設開設者に対する勧告・公表・措置命令
	第92条	県知事	指定介護老人福祉施設の指定取消・指定の効力停止
	第100条	県知事・市長	介護老人保健施設の開設者等に対する報告徴収・立入検査等
	第103条	県知事	介護老人保健施設の開設者等に対する勧告・公表・措置命令
	第104条	県知事	介護老人保健施設の許可取消・許可の効力停止
	第114条の2	県知事・市長	介護医療院の開設者等に対する報告徴収・立入検査等
	第114条の5	県知事	介護医療院の開設者に対する勧告・公表・措置命令
	第114条の6	県知事	介護医療院の指定取消・指定の効力停止
	第115条の7	県知事・市長	指定介護予防サービス事業者等(事業者であった者、従業者であった者)に対する報告徴収・立入検査等
	第115条の8	県知事	指定介護予防サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第115条の9	県知事	指定介護予防サービス事業者の指定取消・指定の効力停止
	第115条の17	市長	指定地域密着型介護予防サービス事業者等(事業者であった者、従業者であった者)に対する報告徴収・立入検査等
	第115条の18	市長	指定地域密着型介護サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第115条の19	市長	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定取消・指定の効力停止
第115条の27	市長	指定介護予防支援事業者等(事業者であった者、従業者であった者)に対する報告徴収・立入検査等	
第115条の28	市長	指定介護予防支援事業者に対する勧告・公表・措置命令	
第115条の29	市長	指定介護予防支援事業者の指定取消・指定の効力停止	

横浜市高齢者虐待防止事業指針

令和8年5月

発行：横浜市健康福祉局高齢在宅支援課

〒231-0005

横浜市中区本町 6-50-10

TEL 045-671-2405

FAX 045-550-3612

<http://www.city.yokohama.lg.jp>

